

# 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

## 1. 一戸建て住宅、共同住宅等、又は複合建築物の住宅部分(税抜価格)

### ① 一戸建て住宅

評価対象 延べ面積	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金(税抜)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 1	変更技術的審査料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 1
200㎡以下	36,000円	18,000円	新規料金を適用	18,000円	5,000円
200㎡超	44,000円	22,000円	新規料金を適用	22,000円	5,000円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

- (a) 当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。
- (b) 当社に対し、設計住宅性能評価申請を提出するもの(ただし、技術的審査に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る)。
- (c) 変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

### ② 共同住宅等

評価対象 延べ面積 ※1	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金(税抜)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 2	変更技術的審査料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 2
200㎡以下	Mt × 36,000円	Mt × 18,000円	新規料金を適用	Mc × 18,000円	Mc × 5,000円
200㎡超	Mt × 44,000円	Mt × 22,000円	新規料金を適用	Mc × 22,000円	Mc × 5,000円

Mt: 評価対象住戸のうち個別に計算を行うタイプ数(共用部分は1住戸とみなして計算します)

Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 住戸部分の延べ面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算を行う部分の面積とします。

※2 ①一戸建て住宅の※1に同じです。